

一般社団法人松阪市観光協会会員への入会のお誘い

貴社益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

松阪市観光協会は昭和25年12月に発足以来、会員様、商店街の皆様、企業様、市民の皆様のおかげにより市の観光事業の発展に大きく貢献してまいりました。

本協会は、平成24年4月2日に一般社団法人松阪市観光協会として、新たに船出を致しました。今後、一般社団法人松阪市観光協会は松阪市や他地域の観光協会とも協働し、松阪市の観光事業の更なる発展と観光を通じての地域経済の活性化に向けて活動して参ります。その事業内容は下記の通りです。(一般社団法人松阪市観光協会定款より抜粋)。

- (1) 観光情報の収集及び発信
- (2) 観光情報センターの利便性の向上に関する事
- (3) 特産品、物産品の振興及び販売
- (4) 観光客の誘致促進
- (5) 各種観光イベント等の支援
- (6) 観光関連機関及び団体との連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

これらの事業の円滑な遂行には、多くのお店、ホテル、企業等の方々の観光協会へのご参加(入会)が必要不可欠になって参ります。どうか観光協会の趣旨にご賛同頂き協会に入会頂きます様お願い申し上げます。一般社団法人松阪市観光協会会員に入会頂きますと、会員様は下記のメリットが得られます。

メリット1

ぶらり松阪路「松阪こだわりマップ」への掲載。

…(「松阪こだわりマップ」は、観光協会HP参照してください。)

飲食業、販売業、ホテル、旅館の会員様は下記のいずれかのジャンルに分類され掲載されます。本マップは1年間に約3~4万部が発行され観光客、市民に対し大きな宣伝効果があります。

“松阪牛のお店” “松阪豚のお店” “和食の美味しいお店”
“洋食の美味しいお店” “麺所” “飲み処” “喫茶・軽食のお店” “洋菓子・和菓子の美味しいお店” “ご当地のお土産屋” “地酒のお店” “シティー・ビジネスホテル” “料理の美味しいお宿” “松阪の旅行店” “レジャーが楽しめるお店” “松阪のお湯” “こだわりのお店” “お寿司処” “とり料理のお店”
“リゾート・観光ホテル” “アウトドア・宿泊施設” “うまいもの処” 他

メリット2

一般社団法人松阪市観光協会のホームページでの会員様のご紹介とご希望の会員様に対し、会員様ホームページのリンクによる会員様の広告宣伝。

…（注）随時、改定、リンクは可能です。

メリット3

一般社団法人松阪市観光協会が発行する刊行物の特集記事への掲載による会員様の広告宣伝。（特集内容が合致する会員様）

メリット4

一般社団法人松阪市観光協会が主催する各種委員会への参加資格の取得とその活動を通じての松阪市観光産業の活性化への寄与。

メリット5

松阪市観光情報センターへの日々のお客様からの各種問い合わせに対し、優先的なお問い合わせの主旨に合った会員様のご紹介。

メリット6

会員様の宣伝用ポスターを観光情報センターに掲示することができる。

メリット7

会員様の宣伝用パンフレットや情報チラシを、情報センターに置く事ができる。

メリット8

会員様が希望すれば、観光情報センターが取り扱うパンフレット、チラシ等を入手することができる。

以上

松阪市観光協会 会費規定

- 第 1 条 一般社団法人松阪市観光協会定款第7条に基づき、会費に関する必要な事項を次の通り定める。
- 第 2 条 会費の有効期間
会費の有効期間は4月1日から翌年の3月31日とする。
- 第 3 条 会費の額
会費は1口以上とし、1口10,000円とする。
- 第 4 条 年度の途中入会員の初年度の会費額
4月1日から同年6月30日の間に入会した会員の初年度の会費は、申し込み会費の全額とし、その後は1ヶ月毎に申し込み会費金額の10%を減じる。初年度の会費額の例を下記に挙げる。
4月～6月入会の場合は、申し込み会費の100%
7月入会の場合は、申し込み会費の90%
8月入会の場合は、申し込み会費の80%
9月入会の場合は、申し込み会費の70%
10月入会の場合は、申し込み会費の60%
11月入会の場合は、申し込み会費の50%
12月入会の場合は、申し込み会費の40%
1月入会の場合は、申し込み会費の30%
2月入会の場合は、申し込み会費の20%
3月入会の場合は、申し込み会費の10%
- 第 5 条 会費の納入
会費は納入通知書受領の日から1ヶ月以内に納入するものとする。
会費の納入方法は、銀行振り込み（振込手数料は会員負担）または現金納入とする。

附 則

この規定は平成24年4月2日から施行する。